

子どものための教育・保育給付認定変更申請書兼変更届出書

年 月 日

(宛先) 柳井市長

現 住 所

支 給 認 定

保護者氏名

(個人番号

)

生 年 月 日

年

月

日

電 話 番 号

先に認定を受けた支給認定に関し、次のとおり変更したいので、下記確認事項に同意の上、申請します。

子 ど も の 氏 名	(個人番号)	(個人番号)	(個人番号)
生 年 月 日 (続 柄)	年 月 日 ()	年 月 日 ()	年 月 日 ()
支 給 認 定 証 番 号			
認 定 区 分	1 号 ・ 2 号 ・ 3 号	1 号 ・ 2 号 ・ 3 号	1 号 ・ 2 号 ・ 3 号
入 所 施 設 の 名 称			

以下の該当する変更事項に○印をして、必要事項を記入してください。1号認定の方は、太枠内の記載は不要です。

変更事項	変 更 前	変 更 後
保育の希望の有無の変更	有 ・ 無	有 ・ 無
保育必要量の変更	保育標準時間 ・ 保育短時間	
	理 由	※保育を必要とする理由を証明する書類を添付してください。
	変更希望日	年 月 日
保育を必要とする理由の変更 (父 ・ 母) 異動日： 年 月 日	1. 就労・就労内定 2. 妊娠・出産 3. 疾病・障がい 4. 介護・看護	5. 災害復旧 6. 求職活動 7. 就学・職業訓練 8. その他
育児休業中の継続利用 (取得 ・ 期間変更)	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
認定期間の変更	年 月 日から 年 月 日まで ・ 就学前まで	年 月 日から 年 月 日まで ・ 就学前まで
住所変更		
保護者氏名変更		
子どもの氏名変更		
支給認定保護者変更	続柄 ()	続柄 ()
世帯構成変更 (世帯員： 増 ・ 減)	増減理由	続柄 () (個人番号)
	異 動 日	年 月 日 生
障害者手帳等の変更 (取得 ・ 喪失)	氏名 種別	異動日： 年 月 日
生活保護受給	年 月 日 開始 ・ 終了	

認定取消申請	家庭保育・その他 ()
	市外へ転出

確認事項

- 1 保育料等の算定のため、柳井市が保有する保護者及び家族の市町村民税の課税状況及び住民基本台帳を閲覧します。
- 2 当該課税状況及び住民基本台帳の情報に基づき決定した利用者負担区分・保育料等について、特定教育・保育施設等に対して提示します。
- 3 柳井市外での世帯異動などについては、別途、必要な書類の提出を求める場合があります。
- 4 事由変更時期によっては、保育料の変更が遡及して行われ、追加請求が発生する場合があります。
- 5 支給認定の変更は、原則として、申請書を本市が確認した翌月1日からとなります。
- 6 保育必要量は、希望に添えない場合があります。
- 7 現在支給されている支給認定証の記載事項に変更がある場合は、支給認定証を返還してください。

認定変更申請等に係る必要書類について

変更事項		必 要 書 類								
		認定変更申請書兼変更届出書	支給認定証	認定申請書兼利用申込書	利用調整調査票	保育が必要な理由を証明する書類	所得課税証明書 (一月二日以降転入された方)	利用施設 退園届	育児休業期間を証明する書類	障害者手帳等の写し
支給認定区分の変更	1号認定→2号認定	○	○	○	○	○		○		
	2・3号認定→1号認定	○	○	○				○		
保育必要量の変更		○	○			○				
保育を必要とする理由の変更		○	○			○				
育児休業中の継続利用		○	○						○	
認定期間の変更		○	○			○				
住所変更（市内転居）		○	○							
保護者氏名変更		○	○							
子どもの氏名変更		○	○							
世帯構成変更	婚姻等による世帯員の増	○				○	○			
	離婚等による世帯員の減	○								
	上記以外	○								
障害者手帳等の変更		○								○
認定取消し（家庭保育、市外へ転出等）		○	○					○		

（注意事項）

- ・ 認定内容の変更は、原則として事実発生日又は変更申請書の提出日のいずれか遅い方の翌月1日（1日の申請は当月から）となります。ただし、月途中で育児休業から復帰する場合等の理由で、当月から認定の変更が必要になる場合は、事前に手続きをすることで当月から変更できる場合があります。
- ・ 変更事項や申請時期等によっては保育料等の変更が遡及して行われ、追加請求が発生する場合があります。
- ・ 「保育が必要な理由を証明する書類」の詳細は、「保育所（園）利用のご案内」でご確認ください。
- ・ 認定区分を変更する場合において、1号認定から2号認定に変更を希望するときは、「認定申請書兼利用申込書」により保育所等の利用申込とあわせて申請してください。なお、利用調整の結果、利用保留（待機）となる場合があります。
- ・ 満3歳到達に伴う3号認定から2号認定への変更は、市が職権で行います。そのほかに変更事項がない場合は、手続きは不要です。
- ・ 市外へ転出される場合は、柳井市での認定は取消しとなります。新たな支給認定手続きについては、転出先の市町村にご相談ください。
- ・ 支給認定証を紛失した場合は、「支給認定証再交付申請書」をあわせて提出してください。
- ・ 必要書類については、上記以外にも必要になる場合があります。追加で提出をお願いすることがあります。あらかじめご了承ください。